

## I. バスの不正な二次架装事案の概要と経緯

### 1. 事案の発端

販売会社である「東京いすゞ自動車(株)」が大型観光バスの新規検査の際、部品を取り外した状態で受検し、不正な手段で自動車検査証を取得した事案について、関東運輸局東京運輸支局が平成18年3月13日付けで同社を告発し、平成19年1月23日、同社のほか、大型自動車製作者の「いすゞ自動車(株)」及びバス製作会社の「ジェイ・バス(株)<sup>(※)</sup>」及び関係者が書類送検されました。

なお、平成19年2月21日、「東京いすゞ自動車(株)」及び「いすゞ自動車(株)」等は略式起訴され、翌22日、両社等に対し略式命令(罰金30～50万円)。「ジェイ・バス(株)」は起訴猶予となりました。

(※)「ジェイ・バス(株)」は、「日野自動車(株)」と「いすゞ自動車(株)」が50%ずつ出資して、平成16年10月に設立されたバス製作会社。

### 2. その後の主な経緯

#### ●いすゞ自動車及びジェイ・バス関係

- 平成19年1月23日  
いすゞ自動車及びジェイ・バスに対し、書類送検事案及びこれと同種の事案について調査報告指示。
- 平成19年1月30日  
書類送検事案に関する報告受理。
- 平成19年1月31日  
嚴重注意と業務改善指示。
- 平成19年3月2日  
いすゞ自動車及びジェイ・バスからの書類送検事案と同種の事案の概要及び再発防止対策等を受理。

#### ●日野自動車、三菱ふそうトラック・バス、日産ディーゼル工業関係

- 平成19年1月23日  
日野自動車、三菱ふそうトラック・バス、日産ディーゼル工業に対し、いすゞの書類送検事案と同種の事案の調査報告指示。
- 平成19年3月2日  
いすゞの書類送検事案と同種の事案の概要及び再発防止対策等の報告を受理し、嚴重注意と再発防止対策の実施の徹底を指示。

#### ●その他のバス製作者

- 平成19年3月7日  
平成19年3月2日のいすゞ自動車等大型四社からの報告において、いすゞの書類送検事案と同様の不正に関与したとされた三菱ふそうバス製造、西日本車体工業に対して、調査報告指示。
- 平成19年4月9日  
いすゞの書類送検事案と同種の事案の概要及び再発防止対策等の報告を受理し、嚴重注意と再発防止対策の実施の徹底を指示。

## Ⅱ. トラックの不正な二次架装事案の概要と経緯

### 1. 事案の発端

荷台架装メーカーである(株)パブコが、トラックの新規検査等の受検の際に、車両重量を実際の状態より軽くして不正に自動車検査証を取得していたことが判明しました。

これにより、平成 17 年 12 月に関東運輸局が同社を告発し、平成 18 年 6 月 30 日、同社及び関係者が書類送検されました。

なお、(株)パブコ及び関係者は、平成 18 年 7 月 27 日、起訴され、平成 18 年 10 月 19 日、(株)パブコに対して罰金 300 万円、関係者は懲役 6～8 月(執行猶予 3 年)の判決がありました。

### 2. その後の主な経緯

#### ➤ 平成 17 年 12 月 22 日

- ・ (社)日本自動車車体工業会(以下「車工会」)に対し、傘下の架装メーカーにおける法令遵守の徹底と、(株)パブコと同種不正事案が行われていないかどうか調査するよう指示。
- ・ (社)日本自動車販売協会連合会、(社)全日本トラック協会及び(社)日本バス協会に対し、傘下会員における法令遵守の徹底等を指示。

#### ➤ 平成 18 年 4 月 4 日

- ・ 車工会より、関係会員 90 社のうち 47 社において、(株)パブコと同種不正事案が行われていたとの報告。
- ・ 当該架装メーカー 47 社に対し、(株)パブコと同種事案の再発防止の徹底と、不正な二次架装等を行った車両を販売会社と連携する等して適切に改修等を行い、結果を四半期毎に報告するよう指示。
- ・ (社)日本自動車販売協会連合会に対し、再発防止の徹底と関係の架装メーカーと連携する等して、車両の改修を指示。

#### ➤ 平成 18 年 4 月 26 日

地方運輸局に対し、不正な二次架装車両の早期改修のため、関係 47 架装メーカーに対する改修に係る調査・指導を実施するよう指示。

#### ➤ 平成 18 年 5 月 19 日

平成 18 年 4 月 4 日に関係 47 架装メーカーに指示した四半期毎の報告を、改正道路運送車両法により、新たに新設・施行された同法第 54 条の 3(報告及び検査)に基づくものとして地方運輸局長が求めることとした旨を関係 47 架装メーカーに通知。

#### ➤ 平成 18 年 6 月 22 日

地方運輸局に対し、平成 18 年 4 月 4 日に車工会からの報告により、(株)パブコと同種不正事案がなかったとした架装メーカー 43 社に対して、立入調査を実施するよう指示。

#### ➤ 平成 18 年 6 月以降

地方運輸局における立入調査の結果、11 社について、(株)パブコと同種不正事案

が判明。

さらに、この結果又は地方運輸局に寄せられた情報に基づき17社(車工会の会員外)に対して立入調査を実施した結果、(株)パブコと同種不正事案を確認。

これら合計28社については、当該地方運輸局において、嚴重注意、再発防止と適切に改修等を行い、その結果を四半期毎に報告するよう指示。